

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成29年度(臨時会)

署名人 神村 洋子

委員長 本仲 範男

開催日時 平成30年3月29日(木)

開会 午後1時00分

閉会 午後4時37分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 本仲範男委員長、比嘉佳代委員、神村洋子委員、喜屋武裕江委員、渡慶次克彦教育長

議事日程 ※日程6は非公開案件に該当

- 1 議案第37号 平成31年度の認定こども園移行園の決定及び教育委員会の意見の聴取について 【こども政策課】
- 2 報告1 第2次教育振興基本計画の進捗状況について(幼稚園関係分) 【こども政策課】
- 3 報告2 第2次教育振興基本計画の進捗状況について(文化財課関係分) 【文化財課】
- 4 報告3 平成29年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について 【総務課】
- 5 報告4 公文書非公開決定処分に対する審査請求に係る答申について 【学校教育課】
- 6 協議 教科用図書那覇採択地区協議会規約の改正について 【学校教育課】
- 7 報告6 那覇市二学期制検証委員会のまとめと提言について 【学校教育課】
- 8 議案第39号 那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 9 議案第40号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 10 議案第41号 那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則制定について 【総務課】
- 11 報告5 那覇市議会2月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

(総務課) 仲程直毅課長、森田勝副参事、平良尚子副参事、金城国夫主幹、奥浜隼人主査、
伊禮道子主査、宮城幸子主事

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 武富剛課長、池原鉄指導主事、金城豪樹指導主事、宮城紀子指導主事、
名嘉めぐみ指導主事

【こどもみらい部】浦崎修部長、末吉正幸副部長兼こども政策課長

(こども政策課) 並里しげみ担当副参事、平良進担当副参事、玉城亜希巳主査

【市民文化部】(文化財課) 岸本修課長、根路銘敦子主幹

会議録作成(総務課) 幸地英子主査

本仲委員長 平成29年度教育委員会会議 臨時会を開催いたします。本日の会議録署名は神村委員にお願いします。

本仲委員長 議案第37号「平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定及び教育委員会の意見の聴取について」を議題といたします。こどもみらい部部長、お願いします。

浦崎部長 ハイサイ、それでは議案第37号「平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定及び教育委員会の意見の聴取について」、平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園を別紙のとおり決定する。平成30年3月29日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 平成31年度に年艇こども園へ移行する幼稚園を決定するため、那覇市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則第2号の規定に基づき、この案を提出する。詳細は、こども政策課から説明します。

末吉課長 ページをめくりまして、「平成31年度の認定こども園移行園の決定について」をご覧ください。中段にあるとおり、平成31年度に移行園する予定園の数は14園、当初の計画どおりとなっています。今回決定するのは※2にあるとおり、垣花幼稚園については昨年度で既に決定済みということで、垣花幼稚園を抜いた13園を今回は決定していただくことになっております。平成31年度移行園としましては公立型が8園（城西・真嘉比・泊・真和志・上間・大名・天久・那覇）、公私連携型として6園（安謝・城東・宇栄原・小禄・高良・泊・垣花）となっています。この公立型と公私連携型につきましては、昨年までご説明差し上げた内容のとおりとなっております。安謝と城東については※1がついておりますが、この2園につきましては、垣花と同様に法人による園舎の建設を行うことを条件に公募の作業をすすめているところです。その下の選定基準につきましては、従来どおりとなっておりますので割愛させていただきます。なお、一番下にあるとおり、正式な決定につきましては平成30年12月那覇市議会定例会において那覇市立学校設置条例の改正を行います。それが正式な決定となります。今回の決定は、今後公募等の作業や手続きを行うための決定となります。裏面をお開き下さい。市内全域の一覧図です。平成28年度から取り組みまして、平成31年度までの年度ごとの状況が記されています。地図上の白抜きの部分が今回、平成31年度に移行する14園のこども園です。当初の計画どおり平成32年4月にはすべて移行する計画で、順調に作業がすすんでいます。説明は以上です。

本仲委員長 この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

本仲委員長 確認ですけれども、議案第37号はこれで決定するのではなくて、平成30年12月那覇市議会定例会で条例改正した後に決定する、ということよろしいですか。考え方として。

末吉課長 今回の決定というのは、内定の決定という形になります。正式な決定は条例改正が伴いますので、それについては、また改めて教育委員会会議へ付議した後に、議会へ提案することになります。

本仲委員長 よろしいでしょうか。どうぞ。

末吉課長 特にご質疑がないようであれば、補足といいますか、参考までに少しご説明差し上げたいと思います。先ほどお手元に「公私連携那覇市認定こども園 第三者評価結果報告書」をお配りしております。こども園につきましては、平成28年度から取り組みまして、こども園へ移行後は、社会福祉施設等が行っている「第三者評価」について、5年間の間に2回受審することを義務づけております。保育所などについてはまだ努力義務で、まだこの第三者評価はすすんでいないのですが、やはり公立の幼稚園から移行するこども園ということで、念には念を入れて、この第三者評価を義務付けていまして、今年度、さつきこども園含め2園が実施しています。おおむね全て順調にきていると評価されておりました、このように全ての園が5年間に2回、第三者評価を受審することによって、更新時の確認資料とする予定としています。今回、初めて提出がありましたので、参考までに教育委員の皆様にお目通しいただきたく、資料をお持ちしております。補足説明は以上でございます。

本仲委員長 県外の機関が評価されているのですか。

末吉課長 はい。実はまだ、県内にこのこども園の第三者評価ができる指定をしている機関がございません。県とも調整を行っているところですが、次年度は県においても、やはり各地でこども園が増えてきていますので、指定する機関を設定を行う話は聞いているところです。平成29年度までは、県内ではこども園に関する第三者評価をする機関がないものですから、県外の会社をお願いしているところです。

本仲委員長 ゆくゆくは県内でできる訳ですね。はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 お願いします。今、第三者評価とありましたが、一番気にするところは公立からこども園に移行して何が良くなって、これから後も、教育委員会がこども園に指導する事ができるなら、どのあたりが課題となるか、みえていますか。良いところと課題。

並里指導主事 まずは良いところからですが、裏面にもありますように、研修が充実したという事が挙げられます。移行支援研修ということで、学校評価を必ず行って結果報告をすることが義務付けられていまして、学校評価を基盤にこの第三者評価が用いられるということです。年に2回、学校評価（自己評価・自己点検）、学校評価のすすめ方から公私ともども、公立も一緒に意見交換ができたことが、とても良かったと思います。また、課題となっているのが、学校保健法に定める学校医関連についてはこれから整備が必要だと考えています。先日、医師会との調整もありましたが、いい方向で話がまとまっております。

神村委員 医師会との調整もすすめているということですね。わかりました。

本仲委員長 よろしいですか。議案第37号「平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定及び教育委員会の意見の聴取について」、同意する旨議決してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

本仲委員長 議案第37号「平成31年度に認定こども園へ移行する幼稚園の決定及び教育委員会の意見の聴取について」は議決いたしました。お疲れ様でした。

本仲委員長 すすめます。報告1「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（幼稚園関係分）」の説明をお願いします。

浦崎部長 報告1「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（幼稚園関係分）」、第2次教育振興基本計画の幼稚園関係分の進捗状況について、別紙のとおり報告する。平成30年3月29日提出。教育長 渡慶次 克彦。報告理由 第2次教育振興基本計画の幼稚園関係分の進捗状況について、那覇市目標管理制度の書式を活用して報告する。詳細は、こども政策課長より説明します。

末吉課長 教育委員会におきまして、この第2次教育振興基本計画の幼稚園関係分の進捗状況につきましましては、教育行政のマネジメントシステムの中で実際の進捗状況について報告されることとなりますが、市長事務部局におきましては、組織目標管理制度を導入しておりまして、そのシートがお手元の次のページの資料となっています。この中で報告差し上げたいと思います。幼稚園と小学校を含む関連部分としまして、こども政策課の組織目標中5項目のうち、3つの項目が該当しますので、3つの項目についてご説明差し上げます。左側の「項目」と「達成水準」、「達成状況」、この3つの区分から説明いたします。まず一つ目の大きな区分として、「子ども・子育て支援事業計画の見直しと事業の推進及び子ども子育て支援に繋がる新規事業の円滑な実施」、この項目に対して達成水準として、1) 事業計画の見直し等、この中では先日の教育委員会会議でもご説明差し上げました、子ども・子育て支援事業計画の中間見直し、その部分の目標と、10月の待機児童数を対昨年度比65%以上減少させる等がございました。2) 新規事業（減免）の実施ということで、放課後児童クラブの低所得者層への減免制度を実施、この2つの項目が大きな達成水準となっております。状況としましては、支援事業計画はすでに2月中に策定しております。なお、10月の待機児童数につきましましては、対昨年度35%減ということで、786名から520名の減を達成しております。放課後児童クラブの減免制度については、県の貧困対策基金を活用しまして、4月から導入済みです。なお、平成29年度の新規事業ですが、平成29年度は1年生と2年生を対象としておりました。次年度は3年生まで拡充する予定となっております。二つ目、「就学前の教育・保育に関わる質の維持・向上に向けた取組み」ということで、この中では①保育士確保に向けた支援策を検討し実行する。②実施計画策定及び組織定数要求を行う、ということ達成水準においております。状況としまして、保育士確保につきましましては、市長を先頭にPR活動を実施し、来る4月からは保育士確保のための応援給付金事業、潜在保育士が改めて就職した場合に10万円を給付金として差し上げる、応援給付金事業の実施を予定しています。その人数についてもある程度、保育園から該当する人数の報告があがっておりますので、

根本的な解決にはならないのですが、いくらかのプラスにはなったかと考えているところですが、こども園の組織体制につきましては、新年度より園務補助員、小学校でいう用務員を非常勤職員として配置できることになりました。この辺りで基本的に達成していると考えているところですが、ただ、こども園の組織体制につきましては、引き続き次年度以降も大きな課題だと考えておりますので、取り組んでまいりたいと考えています。現時点では、各クラス担任は本務職員を充てることをこどもみらい部では考えておまして、おおむねそれについては、達成できる見通しとなっております。三つ目、「公立幼稚園・こども園の管理運営の整理と園舎建て替えにおける民間活力の導入」、1) 管理運営の整理として、認定こども園移行計画を順調にすすめることなどが目標となっております。2) 園舎建設における民間活力の導入、これは垣花小学校で予定しております。社会福祉法人の園舎建設、この部分を達成水準として挙げております。状況としましては、平成29年度も予定どおり12園の認定こども園への移行を終えています。平成30年度も14園、予定どおり移行がすすむものと考えております。民設型の園舎建設事業も、先日ご報告差し上げましたが、3月中には新しい法人と仮協定を結んで、30年度の着工に向けて順調に作業がすすんでいます。そういったところから、こども政策課では達成としてご報告差し上げています。以上が説明となります、ご審議よろしくお願い致します。

本仲委員長 この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。はい、比嘉委員。
比嘉委員 放課後児童クラブの減免制度は、どれくらいの方が利用しているか、数字はわかりますか。

末吉課長 はい。現在300世帯ほどが利用しています。

本仲委員長 他にありませんか。はい、神村委員。

神村委員 今回の件、減免制度に関して、「低所得者層」という具体的な基準と、あとひとつ、先ほど園務補助員、用務員とおっしゃいましたけれども、こどもに関わることもありますか。

本仲委員長 はい、末吉課長、どうぞ。

末吉課長 まず、放課後児童クラブの減免ですが、「低所得者層」というのはこちらの要綱上、生活保護世帯と児童扶養手当受給世帯、児童扶養手当受給世帯は、ほぼ準要保護世帯の1.3倍とほとんど一緒です。参考までに「5,000円を減、もしくは半額」ということで、市内の小学校1年生の放課後児童クラブの利用料が平均すると10,000円ということで、ほぼ半額程度にできる減免制度となっております。もうひとつ、園務補助員ですが、幼稚園の用務員的な環境整備や給食のお手伝い、そういったことをする補助員として、直接こどもに関わることはありません。資格等がございませんので、直接保育教育には関わりませんが、補助的なサポートということで考えております。

本仲委員 常駐ですか。

末吉課長 はい、常駐です。非常勤職員で週30時間勤務となります。

本仲委員長 ほかにございませんか。はい、教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 この「達成度」と「達成」と、「達成水準」との文言の関係ですが、前にも聞いたのですが、やはり読んでみて、「就業前の教育・保育に関わる質の維持・向上」の「①保育士確保に向けた支援策を検討し、実行すること」というのは、「支援策を検討するのを実行する」のか「支援策を検討して、保育士確保に向けた実行をする」のか、この達成度の「達成」というのは、①と②の両方を達成したということで「達成」としているのでしょうか。「保育士確保に向けた支援策」の支援策がみえないから、どういう形のものを実行するということなのかがひとつ、一つずつ聞きましょうか。この支援策というものは実行することによって当然、保育士確保につながっていくものですよね。それを実行したということで、確保はできなかったけれども達成したということですか。

本仲委員長 はい、末吉課長。

末吉課長 「支援策の検討」ということで、支援策については、それぞれの課題に応じた支援策を検討すること、それを施策に移して実行すること、両方を目標にしております。支援策の検討につきましては、先ほども少し申し上げましたけれども、応援給付金事業、実際に再就職した方について給付金を差上げる事業を検討し、これは実施に移して、実際に保育士から対象の方が上がっていますので、ある程度効果があったことが確認できています。保育士不足については、保育所のイメージがきついか給与が低い、そういったことがあってなかなか手がいない、というような状況もございましたので、市長を先頭にTV・新聞等でさかんにPR活動を行いまして、それについては直接的な効果は確認できなかったのですが、ある程度マスコミに取り上げられたことで、少しはイメージアップにつながったかということで、施策の検討と実施を行っているところです。

渡慶次教育長 この「保育士の確保」と「達成」ということは直接結びついていない、ということですよ。

末吉課長 はい。

渡慶次教育長 この辺りを勘違いしたりするのでね。次の②、「実施計画策定」それから「組織定数要求時までには仕組みを検討して、組織改正の要求を行うことで事業実施の目途をつける」。これは「組織改正の要求を行う」ことで「達成」ですよ。行っただけでは前へ進まないし、「事業実施の目途をつける」ことで「達成」なので、実際に事業実施の目途はついているのか。

末吉課長 達成水準の「達成」については、査定の権限がこども政策課にはございませんので、達成水準的には「目途をつける」とか「要求する」ことを目標にしているところです。実際の達成状況としては、企画調整課と調整を重ね、園務補助員等の設置ができました。

たので、それでもって「達成」として考えております。

渡慶次教育長 要するに、こちらに決定権はないから、実際に要求するのは誰でもできる。査定側がこちらの要求に対してどのように決定するか。「事業実施の目途をつける」ことで「達成」なので、実際に事業実施の目途が付いたのかどうか。

末吉課長 園務補助員の設置が適いましたので、「達成」としています。

渡慶次教育長 少し勘違いを含めた部分がありましたので、確認しました。

浦崎部長 少し補足させていただきます。特に保育士の確保については議会でもよく取り上げられていて、もちろん那覇市も公立保育所を運営しておりますが、実際問題として雇用をされるのは民間保育所となります。8割～9割方は民間事業所が確保していくという直接的責任を担っているものですから、行政としてどこまでそれを支援できるのか、ということが一つのテーマとなっています。保育士確保については行政がやるべきという声もありますが、我々としては民間事業所をどこまで支援できるのか、ということ、もちろん国から直接的な賃金アップ等の運営支援もございますけれども、市町村としてどこまでできるのか、また県との役割分担、その中でどこまでできるのかということなので、結果が見えづらいということがあります。それから二つめのことも、確かに企画財務でその辺りについては認めてもらわないといけないのですが、これまでは職種に応じた、通常ですとこれだけの事務方だとこれだけの人が必要としっかり査定されていますけれども、幼稚園・こども園についてはこれまで現場のことを踏まえての査定が無かったという前段がございまして、例えば「担任は正職員」という基準さえ今まで無かった状態でした。幼稚園は4歳児は臨時職員で対応する、というような決定がこれまでなされていたりしましたので、その辺りを整理し、スタートに立てたという事では、今年度かなり事務方には頑張ってもらったと考えています。以上です。

本仲委員長 ありがとうございます。はい。他にございませんか。感想ですが、施策を作って条件整備をして、管理や子ども達の指導などありますが、一番大事なことは、子どもの姿がどう変わってきたか、ということだと思います。先日、古蔵幼稚園の継承式へ参加しました。あちらは2年保育ですよね。古蔵幼稚園の1年保育の頃の状況を僕は知りませんが、今まで僕が経験してきた幼稚園は全て1年保育で、何が違っていたかという、子ども達の態度が見事でしたね。2年保育というのは、こんなに1年保育と変わるのかと。継承式でのあいさつは皆難しい言葉で、子ども達にとっては騒ぎたくなるのではないかなと思っていましたので、こども達には「これからむずかしい話をするけれども、古蔵幼稚園がますます良くなるためのおまじないみたいな話だから、静かに聞いてね」と話したら、本当に静かに聞いていましたね。卒園するこども達はもちろん立派でしたけれども、ひかり組という4歳児も全く動きもしない。やはり2年保育の効果というものがここに表れていると思いました。やはり僕らは子どもの姿

を見て条件整備をすべきだなと思いました。ですからこの幼稚園教育に非常に期待をしたいと考えています。できましたら、3年保育までよろしくをお願いします。

それでは、報告1「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（幼稚園関係分）」はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

本中委員長 次に、報告2「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）」の説明をお願いします。

岸本課長 はい。ご説明いたします。報告理由につきましては、先程の子ども政策課と同様となりますので、恐れ入りますが割愛させていただきます。次のページをご覧ください。「平成29年度組織目標管理 市民文化部文化財課」となっております。その中で組織目標として掲げておりますのが全部で7項目ございますけれども、特に教育委員会に関係する4項目について、ご報告させていただきます。まず1項目目、「弁ヶ嶽の文化財指定への申請実施」、現在は県指定文化財ですが、国指定文化財へ格上げをしていきたいということでの手続きを行う目標となっています。達成手段としましては、現在の県史跡指定地内にある道路部分の分筆をし、国指定申請に係る県文化財課と文化庁と調整を行い、指定申請書の提出まで行うこととしています。この指定申請書につきましては、今年の1月に文化庁に「具申書」として資料とともに提出を完了しております。1項目の「申請書の提出」については、「具申書の提出」をもって「達成」とさせていただきたいと思います。2項目目は、壺屋にございます焼物博物館で小中学校を対象として教育プログラムを構築しておりまして、それを各小中学校のリクエストに応じて提供していく、という内容となっております。小中学校への出前講座等の回数を、前年度よりも増やしていきたいということを目指して掲げておりました。その理由としては、博物館そのものの入館者の中で、やはりなかなか小中学生の実績が伸びてこないという状況がございましたので、さらに焼物博物館の存在をもう少しPRしたいということで、このようなプログラムを積極的に活用していただくような活動をしたところでございます。結果として、昨年度15件の実績に対しまして今年度17件、若干ではございますが増加しています。次年度も含めてさらに実績の増加に努めていきたいと考えております。2件ではありますが実績が増えておりますので、結果としては「達成」としてしています。3項目目、「玉陵の入園者増加」について、近年は入園者が横ばいの状態のまま推移しておりまして、隣接しております首里城との比較においては、極めて少ない数字になっている状況です。そこで、これまで奇数月のみ実施しておりました「世界遺産解説会」の回数を5月以降、毎月行うことにまず切り替えてみました。これまで年6回の解説会を、昨年度5月以降は毎月、都合11回の解説会を行っております。結果的にこの入園者数を見ますと、劇的な増加は今のところ期待できない状況ではございます。H28年度では約6万2千名の実績がございました。H29年度はH30年3月15日現在で、6万1千6百名という

状況でございます。今月の1日単位の入園者数は約270名という状況でございますので、単純に毎日ほぼ200名確保できたと想定しますと、少し増えたかな、という結果となります。世界遺産解説会につきましては、この解説会自体への参加者も伸び悩んでいる状況でございますので、さらに解説会自体の広報活動も強化するという手立ても講じながら、今後も入園者の増加に努めていきたいと考えております。4項目目、「識名園トイレの洋式化」について、園内に一部和式のトイレがあり、アンケートでも使いづらいとのご指摘をいただいていたところでございますので、園内のトイレを洋式化することでより利便性を高める、ということで目標に掲げてございます。今年度計画しておりました園内の和式トイレをすべて洋式化として完了しております。今後、海外からの入園者増についても期待しているところでございますので、さらに利用者の利便性の向上に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

本仲委員長 この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。はい。渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 ひとつだけいいですか。玉陵でも識名園でも、利用者が外国の方であるというのは、区別はできるのでしょうか。

岸本課長 厳密にいきますと、難しいです。

渡慶次教育長 入園する際に、○の記入などしていないですね。

岸本課長 パスポートの確認は行っておりませんので、なかなか難しいところではあります。

根路銘主幹 ただ、識名園ではリーフレットが4ヶ国語に分かれておりますので。

岸本課長 どのリーフレットを利用したかということで、おおよその見当をつけている状況です。

渡慶次教育長 玉陵はいかがですか。

根路銘主幹 玉陵はひとつのリーフレットで対応しています。

岸本課長 一枚のリーフレットで複数語の表記をしています。

渡慶次教育長 そうすると、識名園については日本人と外国人の割合はどうなっていますか。

最近ではスーパーでも外国の方の利用者が増えていますが、顔を見ただけではわかりませんよね。

根路銘主幹 H28年度で見ますと、リーフレットでの判断では31%が外国の方の利用となります。H27年度が25%ですので、少し増えています。

本仲委員長 玉陵などは、もちろん小中学生も対象ですが、ターゲットは観光客の方ですね。

岸本課長 そうですね。首里城に来られる方々が、足を延ばしていただければと考えています。

本仲委員長 リピーターはそれほど多く見込まれないことを考えると、6万2千人という数字とても高いのではないですか。

渡慶次教育長 先程、1日200名という話でしたよね。割と入っていますよね。

比嘉委員 駐車場が有る訳ではなく、首里城からの観光客の方々が入園されているということ

ですか。

岸本課長 首里城近隣の有料駐車場を利用される方が、玉陵の前を通ることで多く入園されている印象があります。

本仲委員長 高い数字だと思いますね。はい。神村委員、どうぞ。

神村委員 弁ヶ嶽について、現在は県指定文化財ということですが、清掃活動などは那覇市が管理していますか。

岸本課長 はい。

神村委員 これが国指定になると、何か変わりますか。文化財と関わる人の環境とか。

岸本課長 国指定になると、環境整備、大きな工事についての国庫補助金が出て、これが8割補助になります。特に復元という作業となると大きな予算を伴いますので、我々としては国指定まで格上げして、将来的には弁ヶ嶽の復元という方向まで持っていきたいという目的ではあります。ただ、復元に際しては様々な資料等が必要になって参りますので、どの程度の復元になるかは色々と検討が必要になってきますけれども、やはりそこまで持っていきたいということで考えております。

神村委員 ちょうど弁ヶ嶽に行った時に、地域の方が清掃活動をされていて、上に登るところは獣道みたいになっていて、全然人が入っていないんですよ、と話しながら切り倒されていましたけど、地域に任せきりということではなくて、市も関わっていますか。

岸本課長 那覇市では予算化しておりまして、地域の自治会に清掃を委託しており、定期的に清掃を依頼している状況です。

神村委員 言いたかったこととしては、地域の方が清掃されていたので、私はボランティアだと思ったんです。

根路銘主幹 ボランティアの方もいらっしゃいます。

神村委員 このような指定された文化財をボランティアの方だけに任せるのは、今後が大変だということが言いたかったわけです。那覇市も関わりながら管理しているということですね。わかりました。あと一つ、玉陵の解説会についてですが、これは見学をしながら解説を聞くということですか。時間帯もありますか。ホームページに記載がある。

岸本課長 そうですね。施設内を移動しながら解説を聞く、ということです。

根路銘主幹 開催時間については、ホームページと市民の友にも載せています。識名園が9時から10時、玉陵が11時から12時の1時間ずつでどちらも無料となっています。

渡慶次教育長 音声が出るものもありませんでしたか。

根路銘主幹 今はありません。

神村委員 先日行った時に、やはり外国の方が多いと感じました。

本仲委員長 行くと、とても勉強になりますよね。

神村委員 その時、外国の方が外国語で解説をしていたんです。

本仲委員長 説明を、ですか。

神村委員 沖縄のガイドの方なのかまでは確認しなかったのですが、すごい方がいるな、と思いました。結構な人数もいて、その環境だけの解説だと外国の方にも伝わるんだと、その時はとても感動しました。ここに書いているような、人が閑散としているような光景ではなかったのですね。以上です。

本仲委員長 はい。他にご意見はありませんか。報告2「第2次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）」はこれで終了いたします。

本仲委員長 報告3「平成29年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」の説明をお願いします。

屋比久部長 報告3「平成29年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」、平成29年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について、別紙のとおり報告する。平成30年3月29日提出。教育長 渡慶次 克彦。報告理由 平成29年度におけるマネジメントシステムについて、那覇市教育行政マネジメントシステム要綱第6条の規定に基づき、その実施結果を報告する。詳細は、総務課から説明します。

仲程課長 説明いたします。まずページをめくりまして、1頁をご覧ください。改めて本マネジメントシステムの目的を確認いたしますけれども、導入部分を読み上げます。那覇市教育委員会では、「第2次那覇市教育振興基本計画」に掲げる具体的施策等を適切に進行管理し、教育行政の円滑な運営と主要事業の成果の向上を図ることを目的に、具体的な組織目標を定め、PDCAサイクル（計画、実施、評価、改善の一連のサイクル）により継続的かつ効果的に業務管理する仕組みとして「那覇市教育行政マネジメントシステム」を構築しています。そして、同システムに基づき、各年度において指定された事務事業の進捗管理を行っています、ということで目的は以上になります。

中央の表1は平成29年度のマネジメントの達成状況となります。下の表2が達成状況の区分ということで、あわせてご確認ください。まず達成状況ですが、全事業33件ございまして、達成が24件・72.7%、概ね達成が6件・18.2%、一部達成が2件・6.1%、未達成が1件・3%となっています。達成・概ね達成を合計しますと、30件・90.9%となります。続いて2ページをご覧ください。年間スケジュールとなりますが、このように進めてきまして、今日が最後にある⑩実施結果の教育委員会会議報告をしている、ということになります。報告が終わりましたら、速やかにHPへ公表するという流れになります。3ページは所属別の集計表となっております。4ページは、達成状況別集計表となっております、この中で一部達成の欄に○がありますのが2件、未達成が「那覇市スポーツ推進計画策定事業」で、1件ございます。具体的な内容が5ページ以降の資料となっております、主なものについては、担当の奥浜より説明いたします。

奥浜主査 では5ページをお願いします。No.1、小中一貫教育の推進、教育長マネジメントです。達成状況が「概ね達成」となっています。「概ね達成」の理由としましては、

各中学校グループの成果や課題等の共有が図られていますが、その一方で、保護者や地域への情報発信がすすんでいないグループがあるということで、「概ね達成」という評価になっております。今後の予定事項及び課題としまして、小中一貫教育目標の実現に向け、各中学校グループが主体的にマネジメントできる体制の強化が課題である。今年度の成果、課題をもとに次年度の対応策をまとめ、作成した次年度計画を各学校の教育計画に明記し、実践できるようにする。また次年度、コーディネーターが中学校グループの課題等を踏まえた目標を設定し、業務のマネジメント体制を強化する、ということでございます。それでは、8ページをお願いします。No, 1、防災・減災教育等の推進、こちらは学校教育部長マネジメントでございます。達成状況は「概ね達成」となっております。「概ね達成」の理由としましては、年度目標④マニュアルの周知を行うということで目標を立てておりましたが、このマニュアルについては、市民防災室と調整を行い、市民防災室が主となってマニュアルを作成することになりました。このマニュアルの作成が未完成ということで、マニュアルの周知ができていない、ということでございます。年度目標が①から④までございますが、全体的にみて「概ね達成」という評価になっております。今後の予定事項及び課題といたしましては、学校の防火管理体制の円滑な運用に向けた助言と行う、ということとH30年度に、緊急地震速報システムが他のシステムに変更になる可能性があるため、連絡体制の見直しが必要、ということでございます。それでは11ページをお願いします。No, 4、地域学校連携施設の活用促進、課長マネジメントとなっております。達成状況が「一部達成」となっております。年度目標が①・②と2つございましたが、②は達成しましたが、①施設利用規定の見直し・改正については、『那覇市新しい地域社会の創造会議』の中で進捗状況を確認しながら進めていくことになった、ということでございます。この「地域社会の創造会議」というのは、関係部長で構成されておりまして、この「協働のまちづくり」を推進するためのしくみづくりなどを検討する組織でございまして、その中で小学校施設の効果的な活用などについても議論していくということになっておりますので、それを受けて改正作業をすすめた方がいいのではないか、ということがございましたので、この①施設利用規定の見直し・改正については、進捗状況を見ながらすすめるということで、「一部達成」と評価しております。今後の予定事項及び課題としましては、施設利用規定の改正等については、関係部長クラスで構成される『那覇市新しい地域社会の創造会議』の進捗状況を見ながら改正作業を進める、ということでございます。では12ページをお願いします。NO, 7、那覇市スポーツ推進計画策定事業です。達成状況が「未達成」となっております。「未達成」の理由としまして、国の第2期スポーツ基本計画策定や、県の計画変更など、両計画から市の計画に取り込むべき事項を整理するため、予算を繰り越すこととした、ということで、国の第2期スポーツ基本計画が平成29年3月に策定され

ております。この中で「成果指標」という項目がございますが、8個から20個ということで、大幅に増えております。新規の主な成果指標としまして、障がい者スポーツの振興ですとか、スポーツビジネスの推進というような項目が新たに追加されております。那覇市の計画としても、国の計画との整合性を図る必要があるということがございまして、この整理に時間を要しており、今年度の策定が厳しいということで予算を繰り越すこととしております。県の計画が、H30年5月に策定予定ということでございます。県の計画が次年度に策定されることから、県の計画との整合性もあわせながら那覇市の計画を策定していくということでございました。今後の予定事項としましては、今お話ししたとおりでございます。それでは15ページをお願い致します。No.15、校務支援システムの導入でございます。達成状況は「一部達成」ということです。一部達成の理由としましては、年度目標が①から③までございますが、①と③については達成しておりますが、②については、関係課との調整の中で導入方法を検討することになったため、検討委員会は設置をしなかった、ということでございます。今後の予定事項及び課題としましては、導入に向けてのスケジュール作成・システム選定に向けての課内調整をすすめていく、ということでございます。説明は以上でございます。

本仲委員長 この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

では、すみません、私から。5ページの小中一貫推進、備考欄にありますが、今回、全学校で小中一貫に取り組んでいる訳ですけれども、今後、各中学校グループが主体的にマネジメントできる体制の強化が課題であると、確かにこちらとしてもそういう感覚も持っていますが、具体的に「各中学校グループが主体的にマネジメントできる体制」とは、どういうことでしょうか。例えば、小中一貫教育は行政主導で、教育委員会がリーダーシップを持って進めて全校で実施している。あとは学校の取り組み状況だとは思いますが、もう一步だな、という気がしているんですね。確かに「概ね達成」だな、と。「主体的にマネジメントできる体制」とは、具体的にどういうことをいっているのでしょうか。はい、学校教育部長。

黒木部長 今年度から、各中学校グループでの活動を第2ステージと位置付けてやってきたわけですが、どういう姿かといいますと、各中学校区が、この中学校区独自の課題というのが、生徒指導なり、学習指導なり、たいてい浮かび上がってきておりますので、そこを中心としながら、まずはグループで研究テーマを自分たちでしっかりと決めていただく。これまではどちらかというと、学習指導面でのテーマを教育委員会が先導しながら設定してきていたのですが、やはりなんとなく「やらされ感」をもっている部分があったものですから、それが中学校を中心としながらも、その関係する小学校を含めて合同の統一したテーマを設定して、自分達で講師をお呼びしたりとか、そういう仕組みづくりをまず行いまして、教育委員会があれをする、これをする、というの

ではなく、自分たちでこれをやりたい、あれをやりたい、といいながら教育委員会が小中一貫グループを中心に、支援にまわっていくという形をとりたいなど、今漠然と考えておりました、ややもすると、少しコミュニティづくりにも近づいてくると思いますが、ただ、せっかく小中一貫教育が土台になりつつありますので、そのような課題づくりから入って、中学校区を中心として、しっかりと話し合いが小学校と連携してできるような仕組みづくりをやっていきたくて考えています。要は、教育委員会があれをやるよ、これをやるよ、という取り組みではなくて、中学校があれをやりたい、これをやりたい、というような取り組みに変えていきたくて、思っているところですので。以上です。

本仲委員長 同感です。やはり「やらされる感」というのがあると思いますね。自分たちが主体性を、目標を持ってやるということについて、またもう一度教育委員会がしかけることになると思います。そのままにしていると「やらされ感」がずっと続いていくと思いますけど、もう一つ火をつけるようなしかけは教育委員会がやらないと、なかなか学校というのは主体的なことはできないのではないかと思います。この辺りの教育委員会のリーダーシップは、ぜひ必要じゃないかと思います。はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 お願いします。小中一貫教育で今、悩んでいるのは中学校だと思います。コーディネーターも誰にするかと、そのコーディネーターの動きによってその辺りの活性化が変わってくると思うんですね。現実的な問題で大変申し上げにくいのですが、最近は女性のトップも多いですよ。家庭のこともあるので、なかなかやりたがらないということは聞いています。そういう中で女性が頑張っているのも、また男性も頑張っているのでも、ありがたいなという思いはあります。働いているので、女性も男性も条件は一緒で、職に徹するということではあります。特に女性が増えているような気がします。それからもうひとつ、先ほどおっしゃった「やらされている感」というのは私も聞きます。那覇市は大変だと、管理職が他地区から赴任してきて何が大変かという、小中一貫で何をしたいかわからないと、他地区から来た先生方がそのようなことを言う。毎年他地区から赴任してくることは、可能性としてはあるわけですから、本当に自分たちがやるよ、やって楽しいよ、やって子どもも変わったよ、という小中一貫じゃないと、やはり続かないと思うんですね。その達成感を得るために、先ほど部長がおっしゃいました、企画してもらいたい。企画力のある小中一貫教育というのは、予算が伴うことが予想されますよね。そういう予算も確保されているのでしょうか。

本仲委員長 はい、黒木部長。

黒木部長 第2ステージに向けての予算確保というのは、まだ新たな活動の総合的な部分が出ておりませんので、現在はコーディネーターの予算をまずしっかりと確保すると。ただ、このコーディネーターにつきましても、将来的には限度があるのかなと予想しております。委員がおっしゃるように、おそらく今、中学校はコーディネーターを出

すことがなかなか難しい状況になっていると。そこも含めた新たな各中学校区での取り組みを、考えていかないといけないのではないかなど。もちろん全中学校に、これまでどおり配置するのも大切なことではありますが、もしかすると中学校の先生が来なくても、新たな仕組みの中で自主運営が出来る可能性も残しておりますので、その辺りについて今後見通しを持って、実施計画等での予算確保ですね。そこを要求していく必要があるということについては、現在の小中一貫教育推進室でも話しているところです。以上です。

本仲委員 はい、神村委員。

神村委員 中学校の校長先生方がおっしゃるには、コーディネーターをする教諭の能力はとても高いということで、自分の学校で活用したいというのが本音だそうです。でも、自分の学校に子ども達は入学してくるので、自校のためになっているんじゃないの、と私は理解しましたけれども。そういう意味で校長先生方の本音を少し聞きましたので、部長がおっしゃるように、コーディネーターの時間を補充するのは、やはり補充の先生ですね。その辺り、本音としては中学校の悩みであると。学校にも補充を指導していけば、そんなことは問題にならない素晴らしい補充もたくさんいますので、そういうことにも耳を傾けながら、委員会はすすめていく必要があるかと思えます。

本仲委員長 小中一貫教育是那覇市の大きな目玉ですから、頑張りましょう。はい、喜屋武委員どうぞ。

喜屋武委員 同じ小中一貫教育のもので、「概ね達成」という評価になっておりますが、間違っていたらごめんなさい、今年から室がなくなって、体制が1人減になるイメージを私は受けましたが、「概ね達成」だけれど人が減員になるのは、そこは問題はないのでしょうか。

本仲委員長 はい、学校教育部長。

黒木部長 室からグループに変わりますと、一見表向きは衰退する印象を受けますが、学校教育課の中で、今まで指導グループにいた担当を小中一貫へ持ってきてまして、課の中で少し編成をやり直しまして、今までのグループとしての人数は確保しながらやっています。具体的に言いますと、生徒指導の担当を小中一貫室に今度入れまして、もちろん生徒指導も担当するわけですが、どうしても那覇市内の共通的な課題として、生徒指導の問題があるものですから、生徒指導を強化しながらそれを小中一貫と組み合わせることで、これまで以上により合理的な推進ができるのではないかと、考えているところではあります。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございました。

本仲委員長 よろしいですか。他にございませんか。はい。報告3「平成29年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

続きまして、報告4「公文書非公開決定処分に対する審査請求に係る答申について

て」の説明をお願いします。はい、学校教育部長。

黒木部長 報告4「公文書非公開決定処分に対する審査請求に係る答申について」、公文書非公開決定処分に対する審査請求に係る答申について、別紙のとおり報告する。平成30年3月29日提出。教育長 渡慶次 克彦。報告理由 公文書非公開決定処分に対し不服申立書の提出があり那覇市情報公開・個人情報保護審査会に平成29年8月3日付諮問を行った。ついては、その答申を受けたので報告する。説明を学校教育課から行います。

本仲委員長 はい、学校教育課長。

武富課長 「公文書非公開決定処分に対する審査請求について」ということで、平成30年3月8日付で那覇市情報公開・個人情報保護審査会より答申がありましたので、ご報告いたします。詳細につきましては、担当指導主事よりご説明いたします。

本仲委員長 はい、よろしくお願ひ致します。

池原指導主事 はい。よろしくお願ひ致します。本年度、全国学力・学習状況調査の公開請求がございました。それを受けまして、まず事務局と致しましては「非開示」ということで請求者に返答したところ、不服申し立てがございまして、審査会が開かれました。その結果について、ご報告したいと思います。8ページをお開け下さい。3つございます。まず、本市の平均値について、それから学校ごとの平均値について、それからその余の文書についてでございます。まず、本市の結果についてでございます。ここは読み上げたいと思います。(1)本市の教科(国語、算数、数学)に関する調査、児童・生徒質問紙及び学校質問紙調査の平均値については、実施機関が所管する本市における小学校36校全体及び中学校18校全体についての調査結果であるから、学校間の序列化や過度の競争につながるとは認められない。更に、一般に調査結果から各学校及び児童・生徒が特定されるおそれは極めて低いと認められる。また、本市の教科ごとの平均値については、これまで、本市広報等において公表を行っており、そのことによって序列化や過度の競争が生じたという事実は認められない。以上のことから、本市の教科(国語、算数、数学)に関する調査、児童・生徒質問紙及び学校質問紙調査の平均値については、公開することが妥当である。続きまして、学校ごとになります。(2)学校ごとの教科に関する調査及び児童・生徒質問紙及び学校質問紙調査について、学校名を明示した平均値をそのまま公開した場合には、学校間の序列化や過度の競争が生じる具体的なおそれがあるというべきである。調査において高得点を取ることが教育活動の目的となってしまう、調査の対策をすることが教育活動の中心となってしまう可能性がある。更に、教育活動ばかりでなく、調査結果で高得点をとることができなかった学校においては、児童・生徒の学習意欲の低下や自己否定、保護者の学校選択(転校等)への影響等も懸念される。このようなおそれがあるのにこれを公開すれば、地域への差別や偏見を助長したり、児童・生徒の学習環境に悪影響を

及ぼすことや、学校現場から今後の調査に対する協力を得ることに困難な状況が生じることも懸念される。また、学校名を伏せたとしても、児童・生徒数により、学校名を特定し、序列をつけることが可能である。以上のとおり、学校名が特定されると、学校間の序列と過度の競争が生じる具体的なおそれがあると認め、学校名及び児童・生徒数については、条例第7条第1項第4号オに該当する非公開情報と解される。したがって、学校ごとの教科に関する調査及び児童・生徒質問紙及び学校質問紙調査の平均値については、その公開に際して序列化や過度の競争が生じないように、学校名及び児童・生徒数を除き、学校が特定できない形で一部公開することが妥当である。

(3) その他の文書についてです。その余の文書については、学校が特定できる情報や、他の情報と結びつけることで個人が特定され得る情報を含んでいることから、非公開とするのが妥当である、となっております。第6 付言といたしまして、那覇市情報公開条例は、市政の情報公開を推進することにより、市民への説明責任、市民参加の推進及び市民の理解を信頼を深め、もって市政の発展に寄与することをその目的としている。本条例の目的に照らせば、実施期間においては、全国学力・学習状況調査の結果の公開が、学校間の序列化や過度な競争が生じるおそれがあるからといって、やみくもに全てを非公開とするのではなく、全国学力・学習状況調査の実施要領の「調査結果の取り扱いに関する配慮事項」に則り、分析結果等も併せて自ら公表することが、条例の目的にも沿うものと思料される。よって、当審査会は、実施機関において、今後、調査結果の公表に向けて務められることを要望する、となっております。以上で報告を終わります。

本仲委員長 はい。この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 これに沿って請求のあった相手方に、一部はもうお返事は差し上げたのですか。

池原指導主事 まだ、先方にはお返事はしていません。

本仲委員長 はい。渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 審査会の諮問で答申を受けたんですよね。あくまでも答申であって、これに従うということではないと思いますが、方向性として、概ねこの方向性で、という検討をするのでしょうか。

本仲委員長 はい、武富課長。

武富課長 答申が出されましたので、概ねこの方向性で考えております。ただ、これから情報公開請求等もあると思いますが、それによって内容も変わってくると思いますので、それぞれ検討しながら対応したいと考えております。

本仲委員長 はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 この答申の内容について、当初から私達の考えと近いのか、あるいは少しずれているところがあるのか、どの程度ですかね。

本仲委員長 はい、武富課長。

武富課長 基本的には、私達の考えに沿った答申になっているかと思います。(2)で、学校が特定できない形で一部公開できるということがありますが、一番懸念している部分は、「学校が特定できる」という部分ですので、こちらは審査会の中でも話しておりました。その部分が配慮されているのかと考えております。

本仲委員長 はい、教育長。

渡慶次教育長 ということは、この答申の内容に沿って準備をすすめていきたい、ということでしょうか。

本仲委員長 はい、武富課長。

武富課長 はい、そのとおりでございます。

渡慶次教育長 休憩をお願いします。

本仲委員長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

本仲委員長 再開します。他にございませんか。それでは、報告4「公文書非公開決定処分に対する審査請求に係る答申について」はこれで終了いたします。

続いての日程6については、教科用図書那覇採択地区協議会規約についての協議となっております。本規約については、那覇採択地区協議会での議決をもって改正となり、現在においては、協議会と調整中の案件となっております。他の機関との調整過程の内容となりますので、非公開とすることが適当であると思われれます。

なお、協議会規約が正式に協議会で決定された後には、この教育委員会の会議録は公開となります。会議の非公開の可否について採決します。議事日程6について非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

本仲委員長 異議なしとのことですので、議事日程6は非公開とします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

本仲委員長 非公開を解きます。報告6「那覇市2学期制の検証報告について」の説明をお願いします。

黒木部長 報告6「那覇市2学期制の検証報告について」、那覇市2学期制の検証報告について、別紙のとおり報告する。平成30年3月29日提出。教育長 渡慶次 克彦。報告理由 2学期制導入から10年が経過し、その成果と課題について検証するとともに、今後の学期制の在り方について検討するため、那覇市2学期制検証委員会を設置した。このたび、「那覇市2学期制の検証報告書」を作成したので、その内容を報告する。報告を学校教育課で行います。

武富課長

2学期制が始まって10年が経過して、その節目の年となりますので、検証をするために検証委員会を立ち上げました。検証委員会は4回行い、関係各課課長、学校現場からも小・中学校長、教員をメンバーとして、検証しています。検証をすすめる中で、特に実際どうだったのかを把握するため、学校現場の先生方や保護者の方の意見を聞くということで、アンケートを基に検証して報告書をまとめてありますので、詳細につきましては、担当指導主事からご報告させていただきます。

金城指導主事

よろしく申し上げます。では、検証報告書の目次をご覧ください。ローマ数字のⅠからⅥの項目になっております。Ⅰは検証について、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳについては、小・中学校、特に平成31年度からは全園36園が認定こども園に移行するというので、管轄が変わる部分や、秋休みの在り方なども含めて教育活動も異なることから、Ⅴ・Ⅵは幼稚園・認定こども園としてまとめています。では、2ページをご覧ください。検証の目的については、こちらに記載されているとおりです。先ほど、武富課長からも説明がありましたが、検証については、この報告書の18ページから20ページをご覧ください。18ページに「那覇市2学期制検証委員会設置要綱」を資料1として載せています。19ページが「2学期制検証委員会委員一覧」、20ページがこれまでの検証経過となっています。このような形で検証をすすめて行きました。特に検証方法につきまして、アンケート内容についてですけれども、アンケートを作成するにあたって、本報告書の一番最後に載せてあります、平成15年度版リーフレットの中から予想された教育効果、予想された問題点をピックアップし、それを基にアンケートを実施しました。アンケートの内容につきましては、資料21ページが小学校の先生方、22ページが中学校の先生方、23ページが小・中学校の保護者の方、24ページが幼稚園・こども園の先生方という形でアンケートを作成し実施しました。全保護者を対象としてはできなかったのですが、抽出の方法としては、有効な回答数が得られています。その内容が3ページに記載されています4ページから11ページまでがそれぞれのアンケートに対する教員アンケートの結果と、保護者アンケートの結果を載せています。4ページ、事務業務の整理についても、小・中ともに肯定的な意見を占めております。5ページですが、学校行事の在り方と授業時数の確保についても小・中の教員・保護者とも、肯定的な意見を占めています。6ページ、個々の児童・生徒の対応について、小学校教員と小学校・中学校保護者については肯定的な意見が見られますが、中学校において、少し落ち込みが見られます。これは教科担任制という部分もあるのではないかとということで、まとめに記載しております。7ページは秋休み期間中の子供たちの体験活動についてですが、小・中学校教員ともに肯定的な意見、ただ保護者が二つに割れていましたので、これについても今後、青少協を中心とした行事や、地域行事等の活性化ということでまとめております。8ページは学力の向上についてです。これについては、小・中学校の先生方、保護者ともに肯定的な意

見を占めており、また実際、全国学力・学習状況調査結果においても、平成19年度と平成29年度を比べても、実際に向上しているということでまとめております。9ページは、長期休業等を含めますので、そういった部分の子どもの学習指導と評価及び学習面ということで、これについては、小・中学校の先生方ともに肯定的な意見を占めております。10ページは、子どもの学習状況を知る機会について、これについても小・中学校の教員、小・中学校の保護者ともに肯定的な意見を占めております。11ページ、秋休みの設置による生徒指導上の課題について、小・中学校の教員ともに課題なしが、圧倒的多数を占めておりますので、秋休みの設置が大きな課題とはならない、ということが考えられます。12ページは小・中学校の校長先生方に対して、校長連絡会を開催する中で、2学期制の協議を行いました。その中で肯定的な主な意見、懸念される主な意見、その他の意見をいうものが挙げられました。今、挙げられた11ページまでのアンケート結果と、12ページの校長連絡協議会での意見をまとめた結果、13ページで3項目、まず1つ目が「まとめと今後の方向性」ということで、2学期制検証委員会では、市内全小・中学校において「2学期制」継続することが望ましいと考えております。ただ、懸念される意見、またアンケートの内容については、今後、教育委員会と学校が連携して改善していく必要があるということで、2番目に4項目を「今後取り組むべき課題」として取り上げております。それに対して、「検証委員会からの提言」ということで、今後取り組むべき課題4つそれぞれに対して、提言を4つ示しています。14ページから16ページについては、幼稚園・こども園の先生方のアンケート結果です。これはこども政策課と連携して、まとめてみました。17ページは、2学期制検証委員会のまとめということで、幼稚園・認定こども園も同様に3項目、まず1つ目が「まとめと今後の方向性」ということで、市内全幼稚園・認定こども園においても「2学期制」を継続することが望ましい、と考えています。ただ、今後の取り組んでいく課題については、小・中学校と内容が違って3項目、それについて、それぞれの課題に対して3つの提言を3に挙げております。説明は以上です。

本仲委員長 この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。はい、渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 10ページ7番の子どもの学習状況を知る機会について、これまで2学期制を行っていて、3学期制にという基本的な考え方は、通信簿がこれまで夏休み前にも見れていたと。それが2学期制になって、夏休み前に通信簿がないと寂しいという、通信簿が3回見たいということが基本的なことかと思っていたんです。ところがアンケートを見ていると、教員の結果はそうですけど保護者のアンケート、中央あたり、「夏休みや冬休み前には、学校から学習状況などについて説明を受けている」と、これは保護者の方も十分受けているという認識はあるんですね。ですから、夏休み入る前に

この子の通信簿を見て、保護者の意見ですよ、この子はここが弱いから夏休みの間にちょっとがんばってやろうか、という気持ちで通信簿をもらいたいです、と言う事をよくおっしゃっているけれど、やはり休みに入る前に学習状況の説明を十分受けているということで、だいぶ認識はしているということですよ。ずっと懸念していたことについては、これで少し払拭されましたけど、一番最後に「一方で、保護者から「よいこのあゆみや通知表をもらいたい」との意見が見られる。」ということで、確かに見たいな、という気持ちはわかりますが、全般的に夏休みに入る前に説明を受けていて、まとめの中段にも「面談により学習意欲につながった」という保護者からの意見もみられるとあるので、この辺りからすると、2学期制というものについてはもう定着してきているのかなということが、このアンケート調査で伺えたことが分かりました。

本仲委員長 はい、神村委員、どうぞ。

神村委員 2学期制を敷く時に懸念されたことは、帳簿だったんです。評価が2回だけになる。中学校は高校進学があって、保護者の声は一番これが多かったんです。これを敷くときに小学校は単元テストが必ずあって、終了の時点ごとにそれを積み重ねていくから、1年間で12回位テストがあるんですよ。1学期、前期だけでも8回、9回あったりして、結構小学校は頻度が高いんですけども、中学校は長いスパンでまとめただけのテストをするので、子どもも大変、評価も少ないという意見がありました。そういう意味では、中学校の先生方には、夏休み前にきちんとしたデータを元にした面談を是非、もっていただきたいということをお話ししながら、2学期制は敷かれていったんです。だから10年経って、それがちゃんとされているかどうかというのは、やはり学校長あたりがきちんと認識をして、教員を指導する、学校体制をもう一度みて、どの教科でどうなっているということを、学校長は管理とは言いませんけれども、そういうものをきちんと啓発しながら、学校づくりをしえいく必要がありますね。そうでないと、やはり10年経った時に、10年ひと昔と言いますからね。人も変わってきましたし、環境も変わってきていますから。今、このアンケートをしたことによって、見直しがあったかな、という时期的な見直しができたことは良かったと思います。

本仲委員長 僕は逆に、もう少し後に見直しをしてもよかったんじゃないかと思いました。というのは、この2学期制が始まった時に、今お話しがあったような意見が保護者からあって、これがまた強かったんですよ。2学期制にするのは難しいと思っていました。ところが、この子ども達が2学期制を経験して大人になった時に、お父さん、お母さんになった時に、もっと定着するんじゃないかと僕は思うんですよ。それからまた嬉しいことは、僕は前に与那原町の学期制検討委員会のメンバーに入っていて、大体同じような結果が出ているんです。だからやはり2学期制をきちんとやっているところは、同じような結果が出てくるんだなと思います。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

本仲委員長 再開します。それでは、報告6「那覇市2学期制の検証報告について」は終了いたします。

本仲委員長 議案第39号「那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

仲程課長 休憩をお願いします。

本仲委員長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

本仲委員長 再開します。生涯学習部長どうぞ。

屋比久部長 議案第39号「那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成30年3月29日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 現教育長の任期満了による新教育委員会制度への移行により、教育委員会の委員長職が廃止されることに伴い、関係規定の整備を行うため、この案を提出する。説明は総務課が行います。

仲程課長 2ページ目をめくっていただきまして、改正規則の新旧対照表方式で規定しております。担当者から説明いたします。

本仲委員長 はい、お願いします。

宮城主事 はい。那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則のご説明を致します。新教育委員会制度への移行に伴い、教育委員会の委員長職が廃止されますので、第18条「委員長、教育長」を「教育長」に改めております。次に、第4条関係の別表に記載されております、「委員長印」に関連する行を削除しております。下に記載のある付則の2、今回、経過措置を設けておりますが、旧教育委員長が任期中の場合は、旧制度を適用する、という内容になっております。以上で説明を終わります。

本仲委員長 議案第39号「那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおりで異議はございませんか。

全 員 異議なし

本仲委員長 議案第39号「那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について」は議決いたしました。

本仲委員長 議案第40号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

屋比久部長 議案第40号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成30年3月29日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 平成

30年度の教育委員会の組織改正等に伴い、那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。詳細は、総務課から説明します。

本仲委員長 総務課長、お願いします。

仲程課長 ページをめくりまして、新旧対照表方式で規定をしております。担当者から説明をいたします。

金城主幹 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則であります。今回、平成30年度の組織改正により、小中一貫教育推進室をグループに変更するというところで、第5条を改正しております。左側に記載の室がグループになりますので、右側改正後では削除しています。次に第12条になります。市長部局の補助執行で、奨学金の給付に関するを行うため、第12条で那覇市奨学生選考委員会を附属機関として設置し、別表1、次のページですが、事務分掌として、奨学金の給付に関すること、として追加しております。以上です。

本仲委員長 この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

議案第40号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおりで異議はございませんか。

全 員 異議なし

本仲委員長 議案第40号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は議決いたしました。お疲れ様でした。

本仲委員長 議案第41号「那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則制定について」を議題といたします。

屋比久部長 議案第41号「那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則制定について」、那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則を別紙のとおり制定する。平成30年3月29日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 現教育長の任期満了による新教育長制度への移行により、教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する必要があるため、この案を提出する。説明は、総務課から行います。

仲程課長 この件に関しましても、担当者より説明いたします。

金城主幹 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正となり、当該規定の条文が削除されるので、それに関連するこの規則を廃止することとなりました。今回その規則は廃止しますが、経過措置として現教育長が任期の途中である場合は、この規則の規定による廃止前の那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則の規定はなおその効力を要する、としています。以上です。

本仲委員長 議案第41号「那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則制定について」は原案のとおりで異議はございませんか。

仲程課長 若干の補足説明をいたします。旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けた時は、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行うということで、これまでは、第1順位で生涯学習部長、いなければ、第2順で学校教育部長が教育長の代理をするということで、旧の地方教育行政の組織及び運営に関する法律でありましたけれども、新教育委員会制度に変わりました、事務局職員が行うのではなくて、新制度へ移行後の話になりますが、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けた時は、あらかじめその指名する委員がその職務を行う、ということです。

屋比久部長 今回の廃止は、事務局側の廃止です。

神村委員 代理者という言葉はないけれども、あらかじめ委員の中からこれまでの職務代理のような方を決めておく、ということですか。

仲程課長 次の制度は、委員のどなたかが、教育長の職務代理者ということで指名される、ということです。

屋比久部長 今回廃止するのは、あくまでも事務局側の職務代理者の規則を廃止する、ということです。

神村委員 事務局側の、ということですね。

本仲委員長 課長が今、説明したものは、また出てくるわけですね。

仲程課長 次の教育委員会で指名することになります。

神村委員 わかりました。

本仲委員長 今回の件で、ご意見、ご質問はございませんか。では、議案第41号「那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則制定について」は原案のとおりで異議はございませんか。

全 員 異議なし。

本仲委員長 議案第41号「那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則制定について」は原案のとおり議決いたしました。

本仲委員長 次の報告5「那覇市議会2月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について」は、次回の教育委員会会議にて行うこととします。

本仲委員長 以上をもちまして、平成29年度教育委員会会議 臨時会を終了いたします。

案件の審議結果

| | | |
|--------|--------------------------------------|---------|
| 議案第37号 | 平成31年度の認定こども園移行園の決定及び教育委員会の意見の聴取について | 原案どおり可決 |
| 議案第39号 | 那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について | 原案どおり可決 |
| 議案第40号 | 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について | 原案どおり可決 |
| 議案第41号 | 那覇市教育委員会教育長職務代理者を定める規則を廃止する規則制定について | 原案どおり可決 |